

# 教育関係職員の定員の状況について

平成29年5月30日

文部科学省初等中等教育局財務課

# 目次

教育関係職員の定員の状況	1
平成27年度 地方公共団体の部門別職員数の状況	2
教育部門の職員の年度別増減人数	3
児童生徒数の推移	4
学校数の増減の状況	6
特別な支援が必要な児童生徒の動向	7
通級による指導を受けている児童生徒数の推移	9
日本語指導が必要な児童生徒の推移	10
年齢3区分別人口の推移－出生中位（死亡中位）推計－	11

## （参考1）特別支援教育の現状について

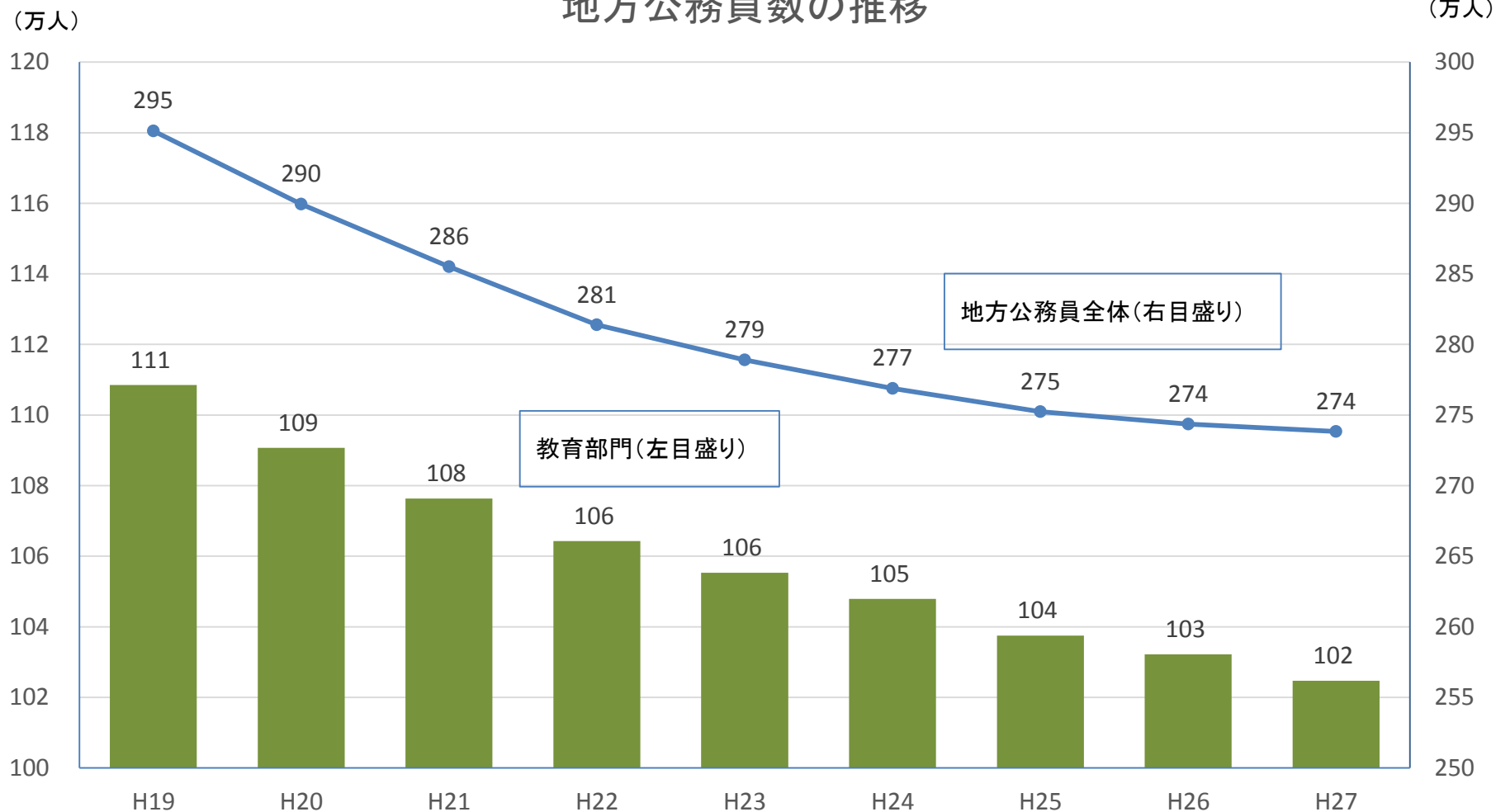
特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	14
特別支援学校の現状（平成28年5月1日現在）	15
特別支援学級の現状（平成28年5月1日現在）	17

## （参考2）公立学校の教職員定数算定の仕組み

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み	20
公立高等学校等の教職員定数算定の仕組み	27

# 教育関係職員の定員の状況

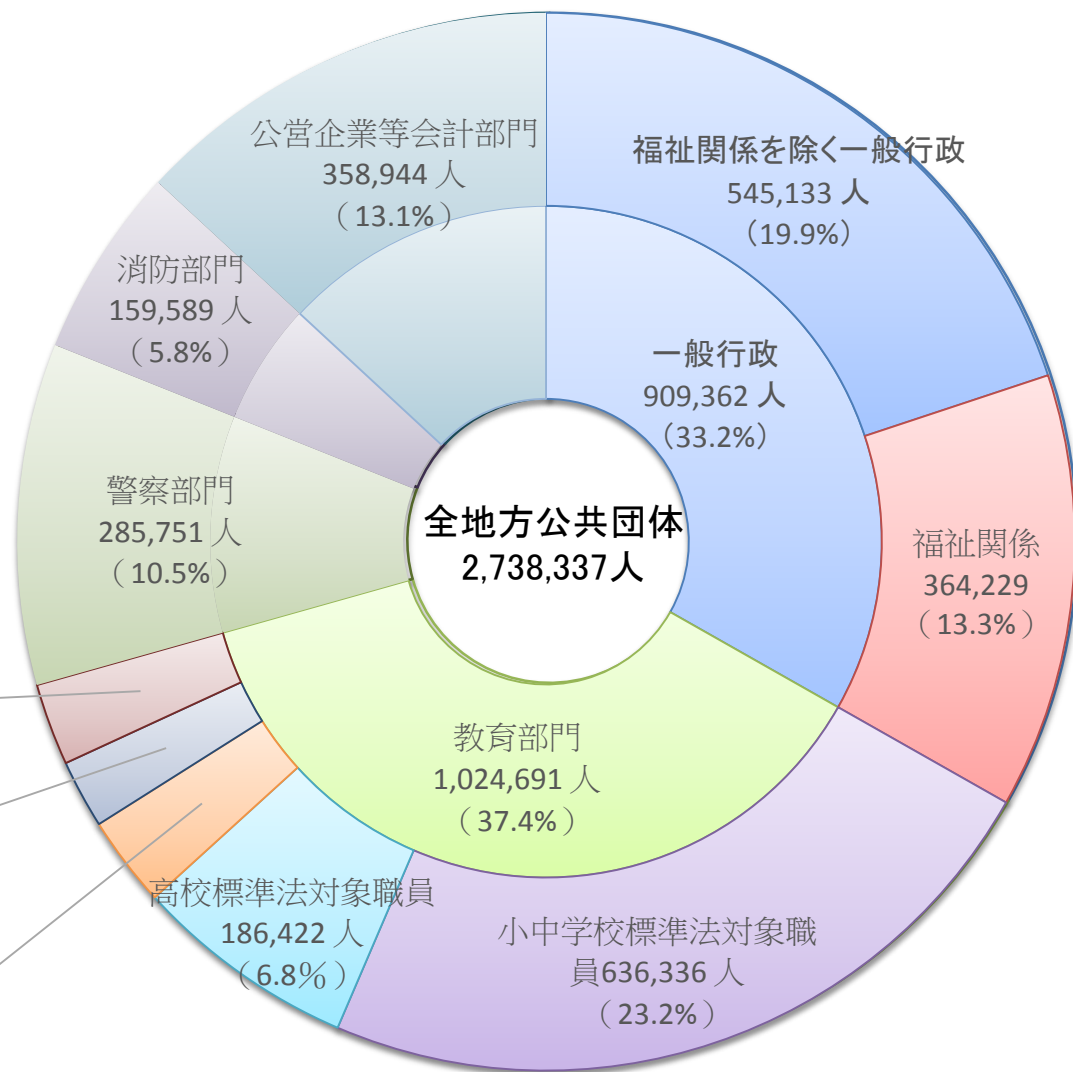
## 地方公務員数の推移



出典: 地方公共団体定員管理調査(総務省)

# 平成27年度 地方公共団体の部門別職員数の状況

区分	人数
一般行政	909,362人
一般管理	545,133人
福祉関係	364,229人
教育部門	1,024,691人
小中学校標準法対象職員	636,336人
高校標準法対象職員	186,422人
特別支援学校標準法対象職員	76,056人
用務員・給食調理員	57,305人
その他の教育部門の職員	68,572人
警察部門	285,751人
消防部門	159,589人
公営企業等会計部門	358,944人
合計	2,738,337人

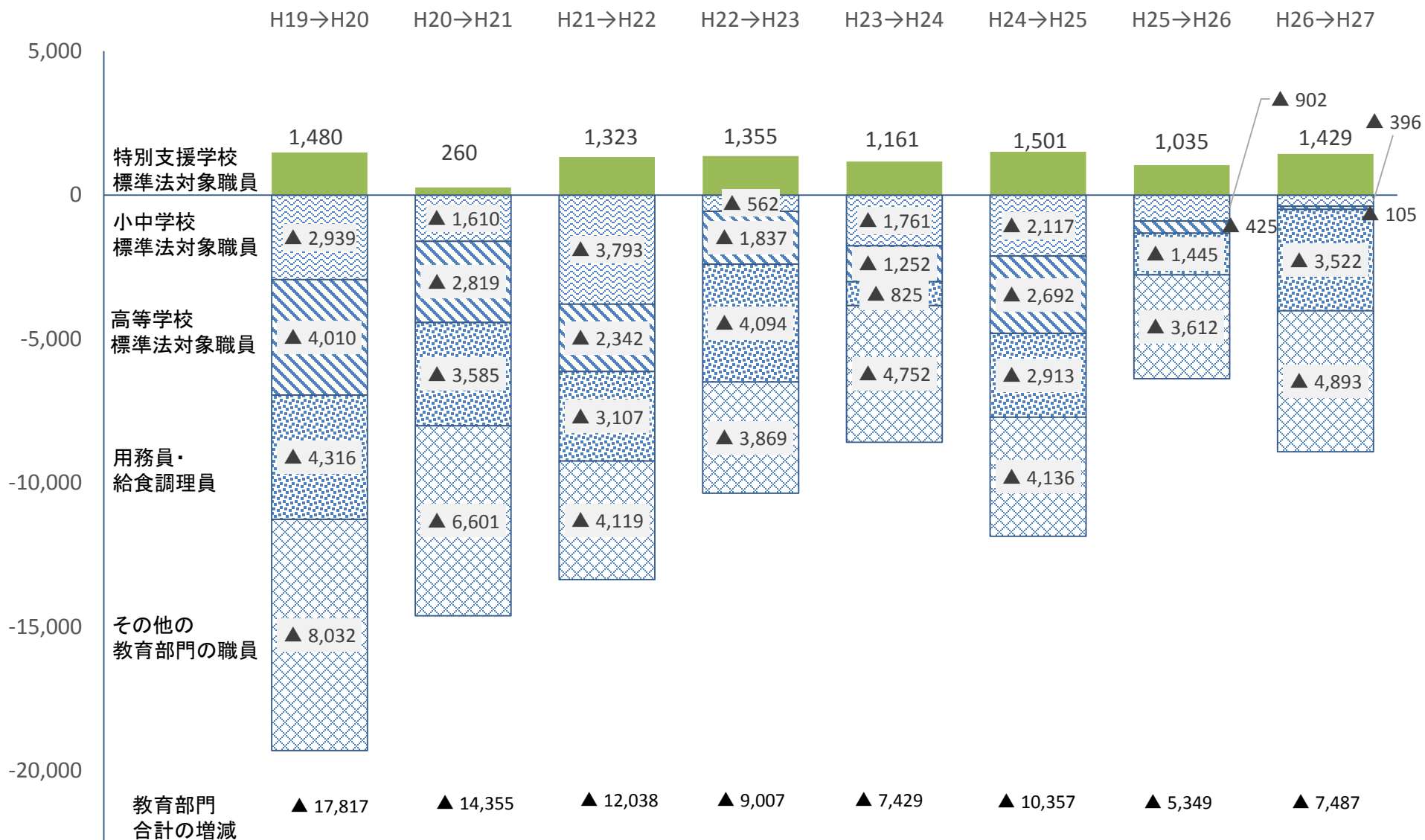


その他の教育部門の職員  
68,572人  
(2.5%)

用務員・給食調理員  
57,305人  
(2.1%)

特別支援学校  
標準法対象職員  
76,056人  
(2.8%)

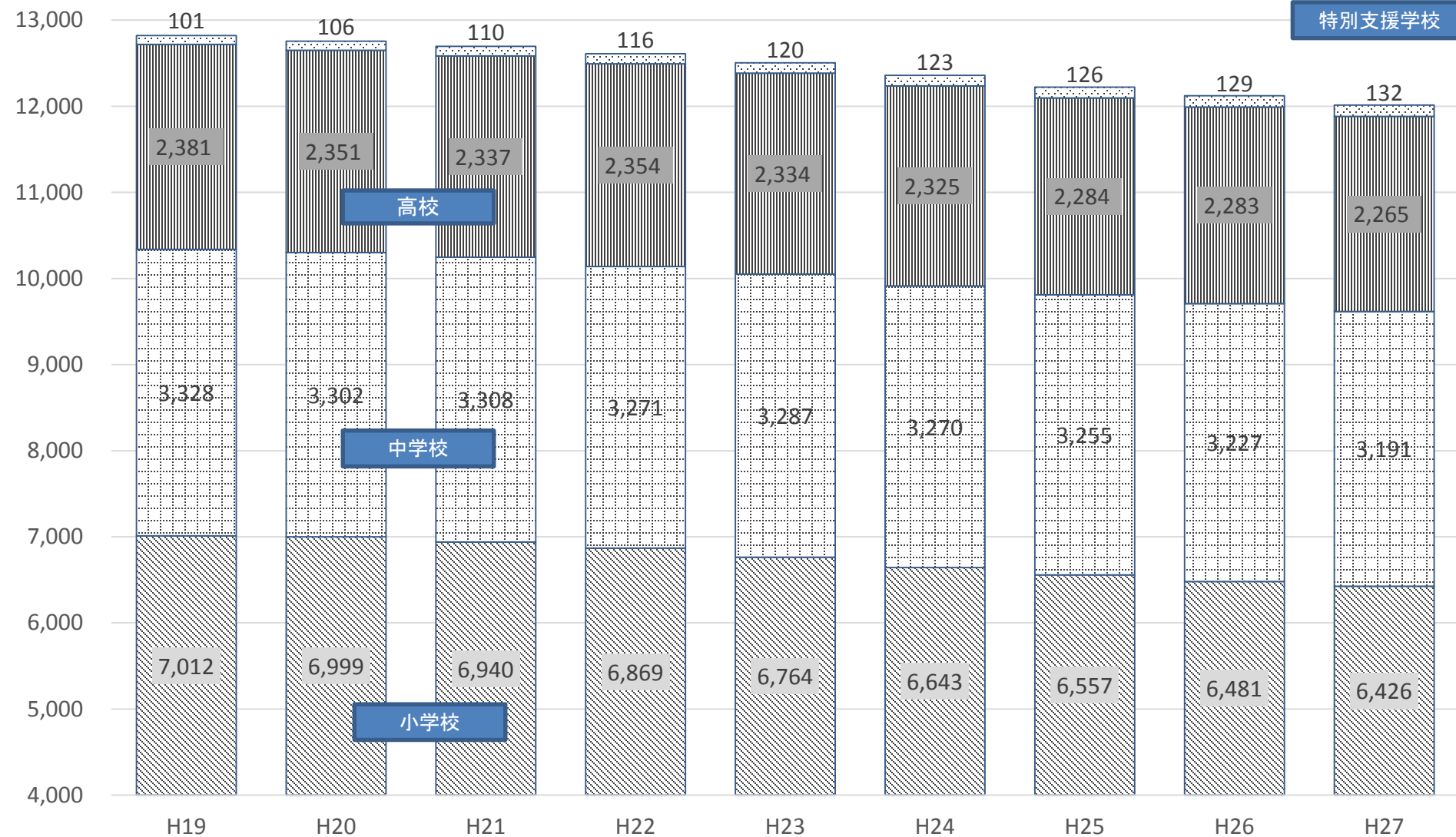
# 教育部門の職員の年度別増減人数



出典: 地方公共団体定員管理調査(総務省)、学校基本統計、学校給食等実施状況等調査(文部科学省)、文部科学省財務課調べ  
 ※「教育部門」の内訳については、文部科学省が学校基本統計等を用いて便宜的に算出したものであるため留意が必要。

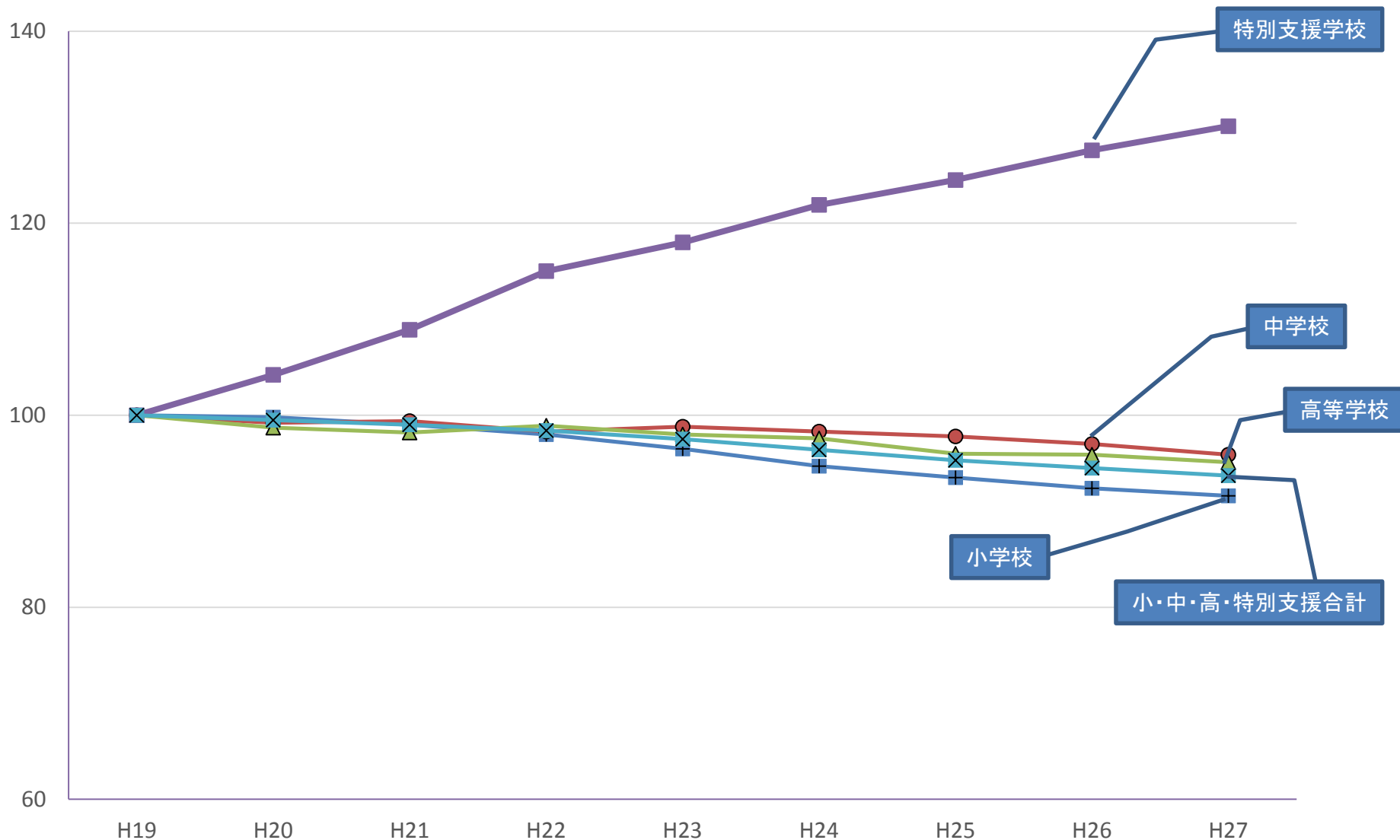
# 児童生徒数の推移①

(千人)

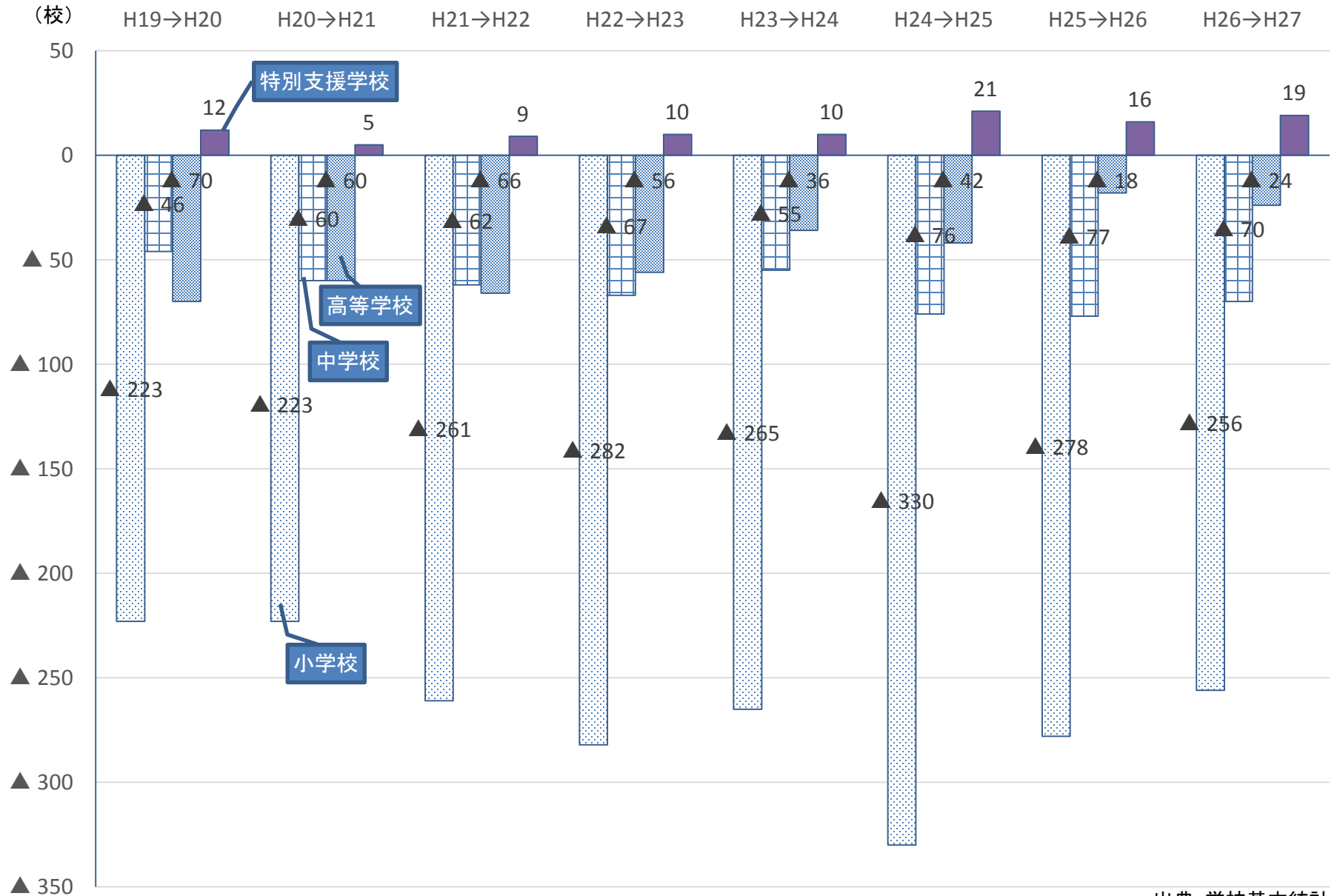


# 児童生徒数の推移②

平成19年度の児童生徒数を100とした場合の推移。



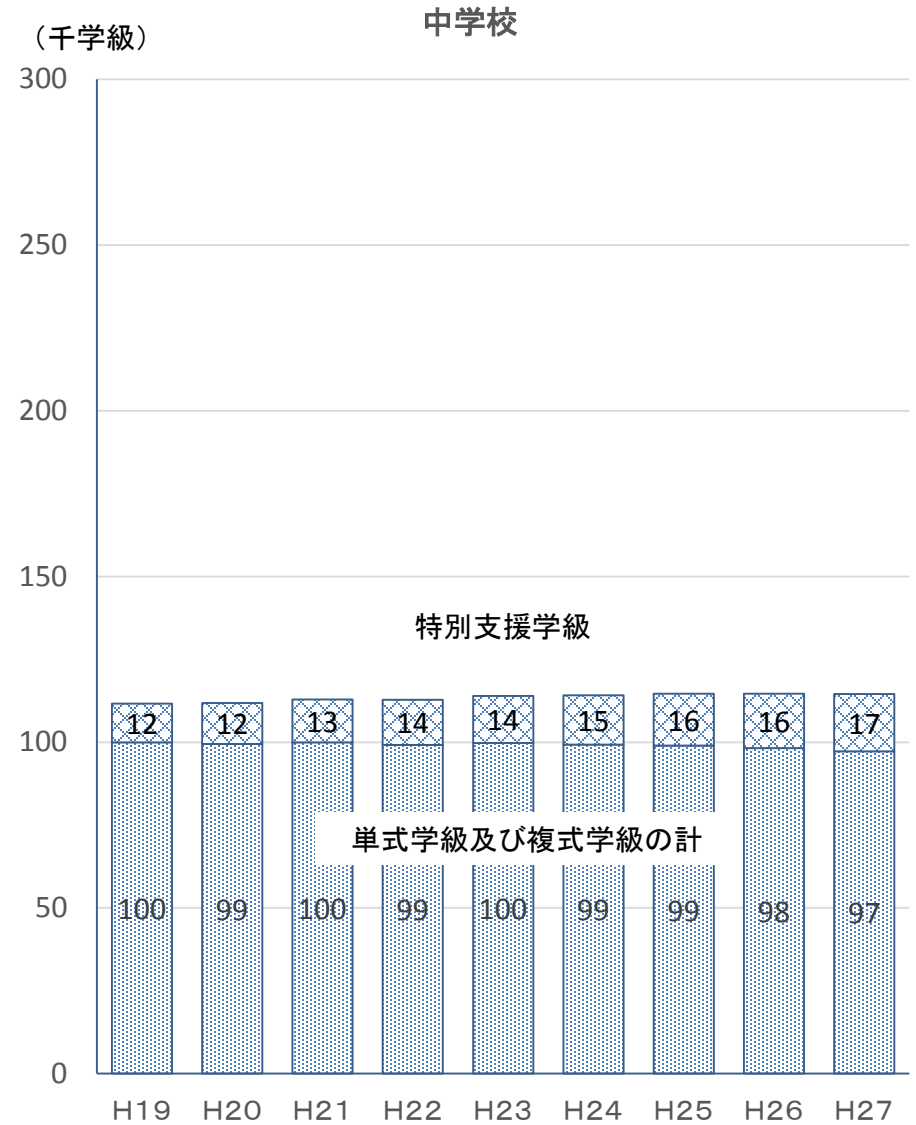
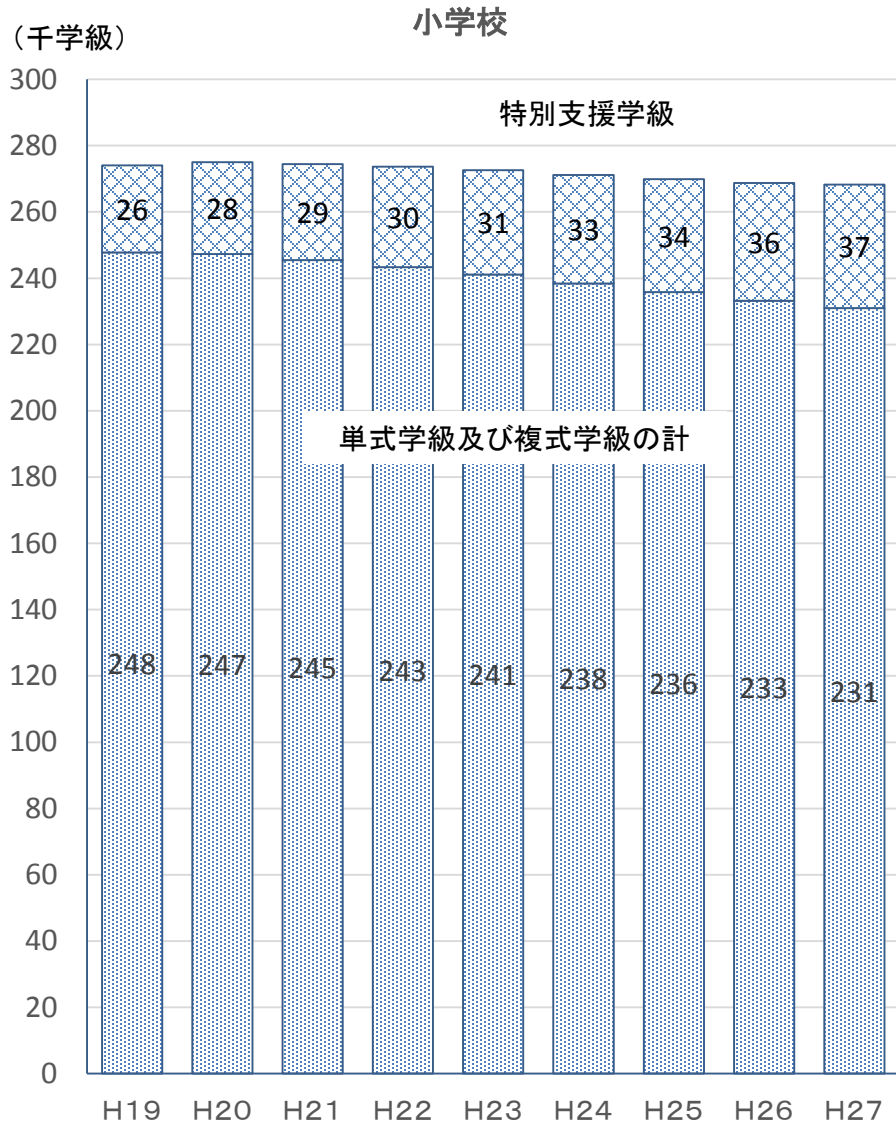
# 学校数の増減の状況





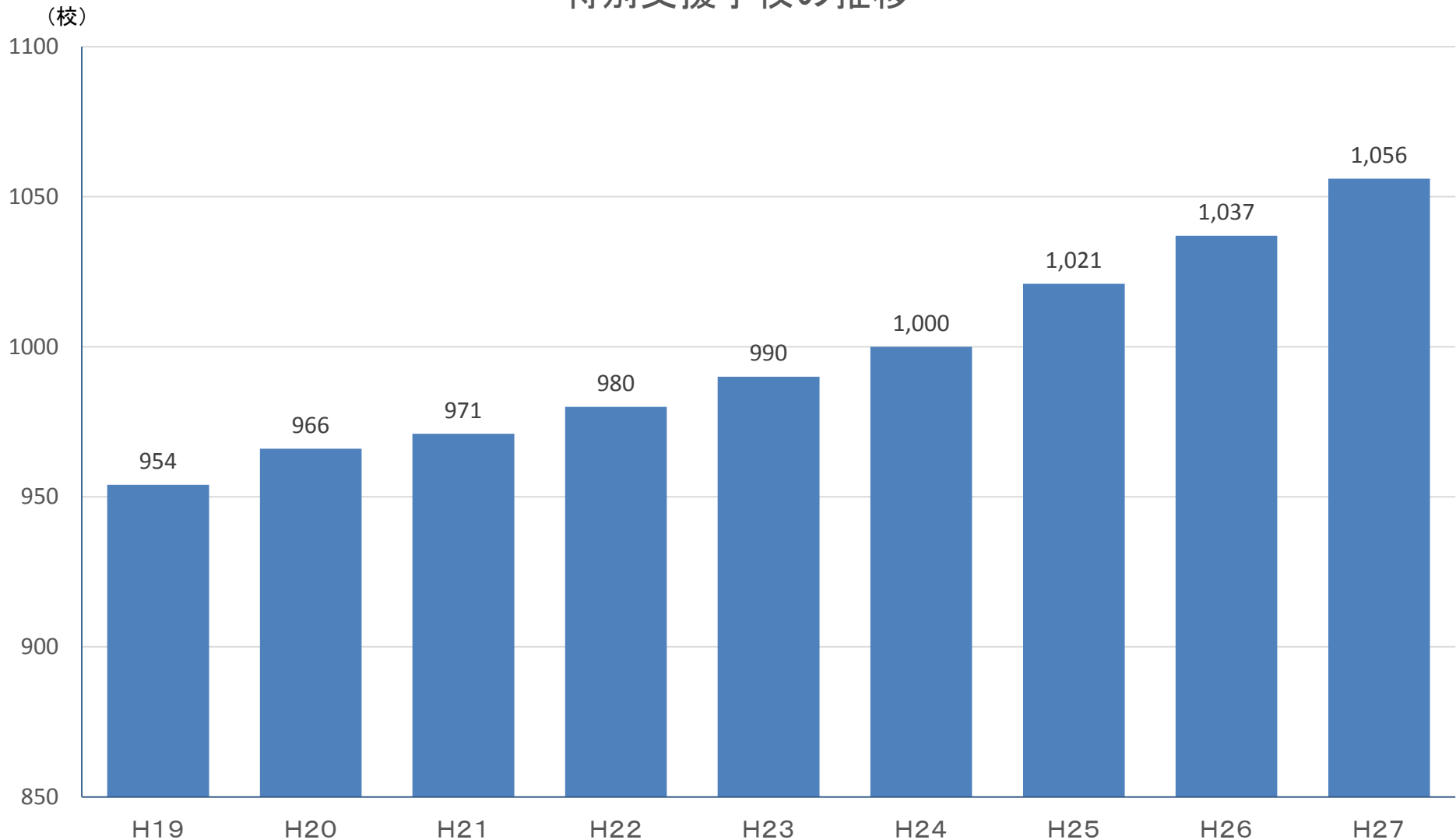
# 特別な支援が必要な児童生徒の動向①

## 学級編制別学級数の推移

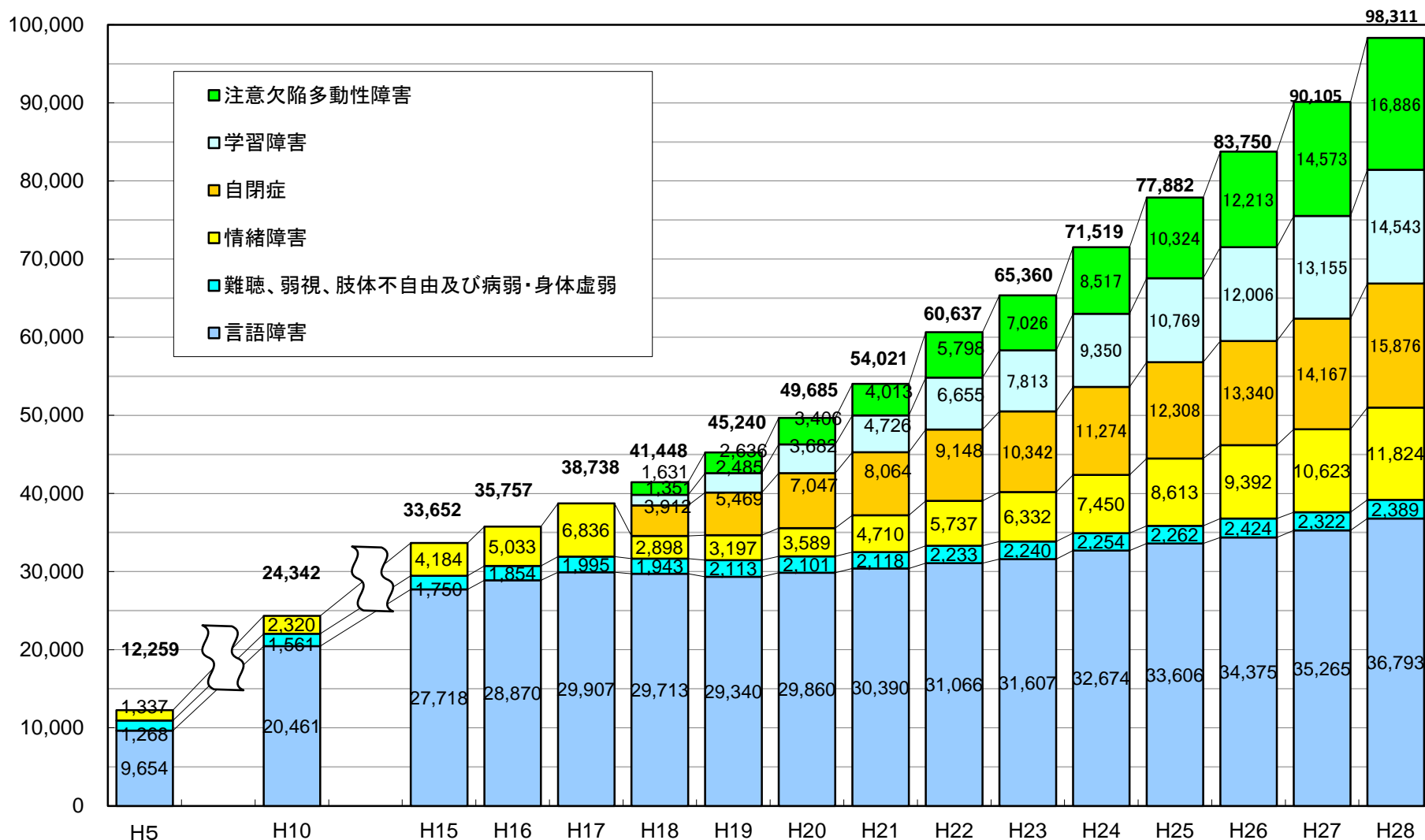


## 特別な支援が必要な児童生徒の動向②

### 特別支援学校の推移

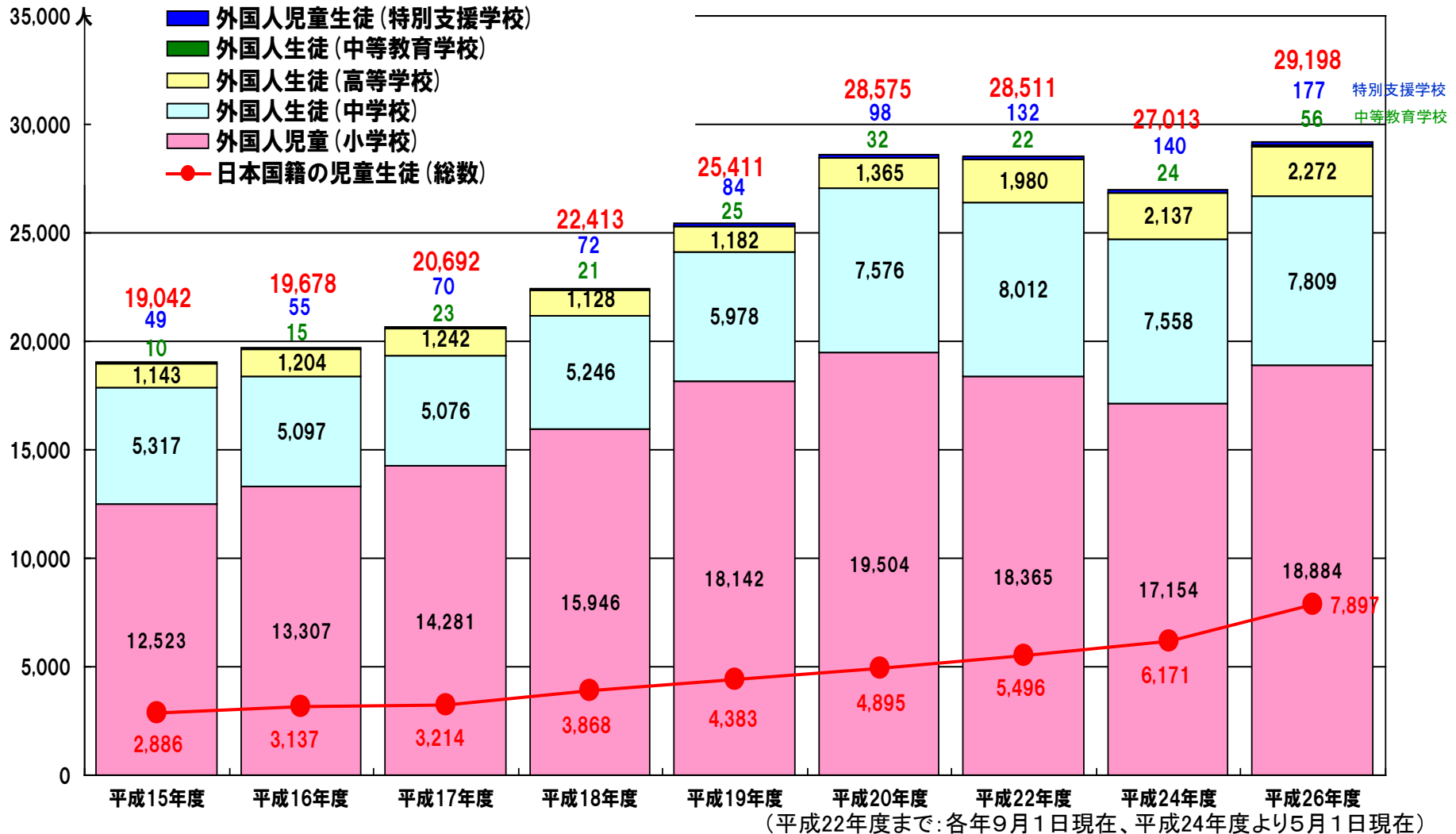


# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別／公立小・中学校合計）

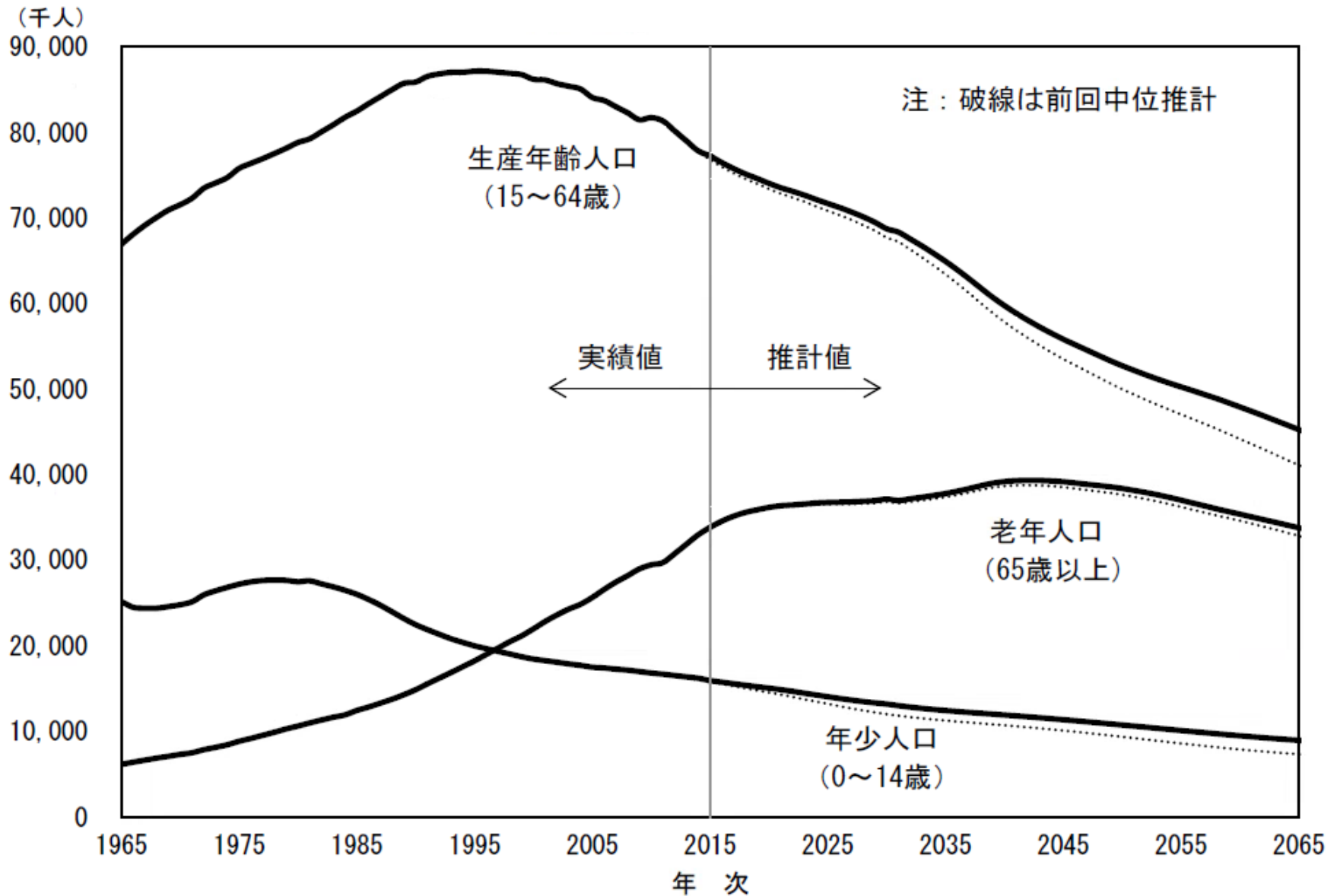


※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）

# 日本語指導が必要な児童生徒の推移



# 年齢3区分別人口の推移－出生中位（死亡中位）推計





(参考1)

特別支援教育の現状について

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成28年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 999万人

減少傾向

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

H17年比で1.3倍

0.71%  
(約7万1千人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

H17年比で2.3倍

2.18%  
(約21万8千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人) ※平成27年5月1日現在

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症  
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)  
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H17年比で2.3倍

0.98%  
(約9万8千人)

3.88%  
(約38万7千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度\*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

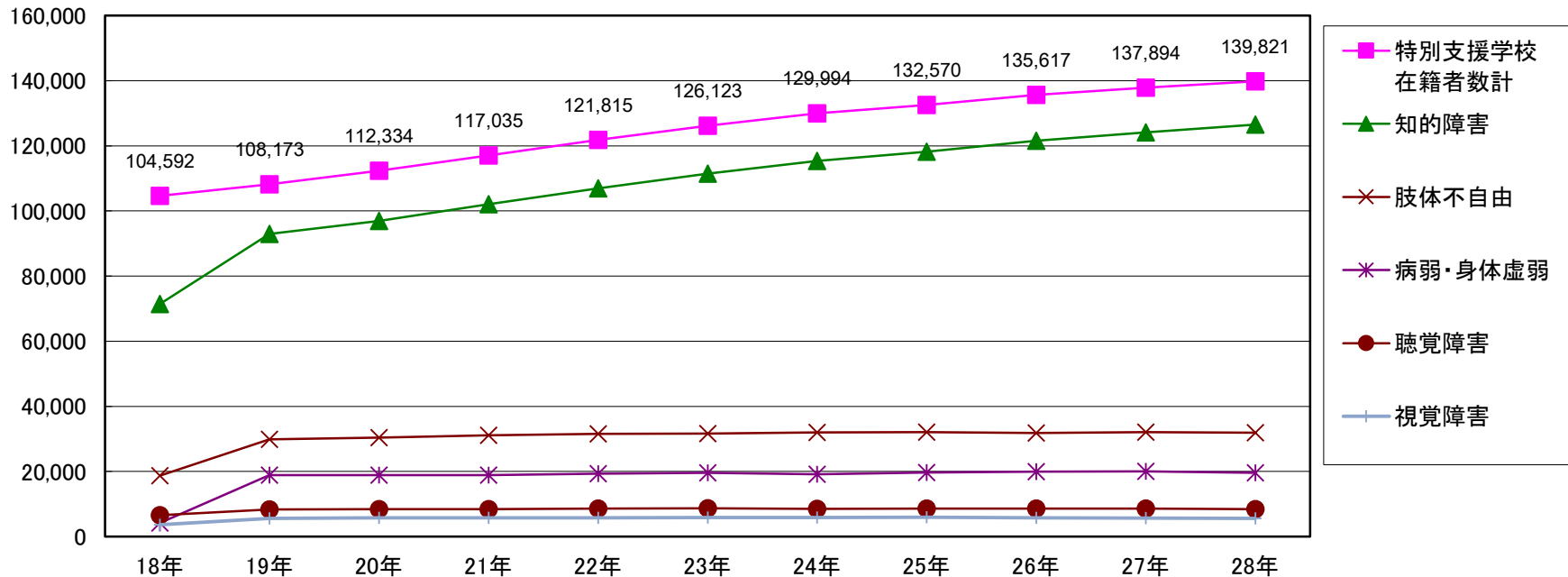
(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,100人(うち通級：約250人)) ※平成27年5月1日現在



# 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成28年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

## 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



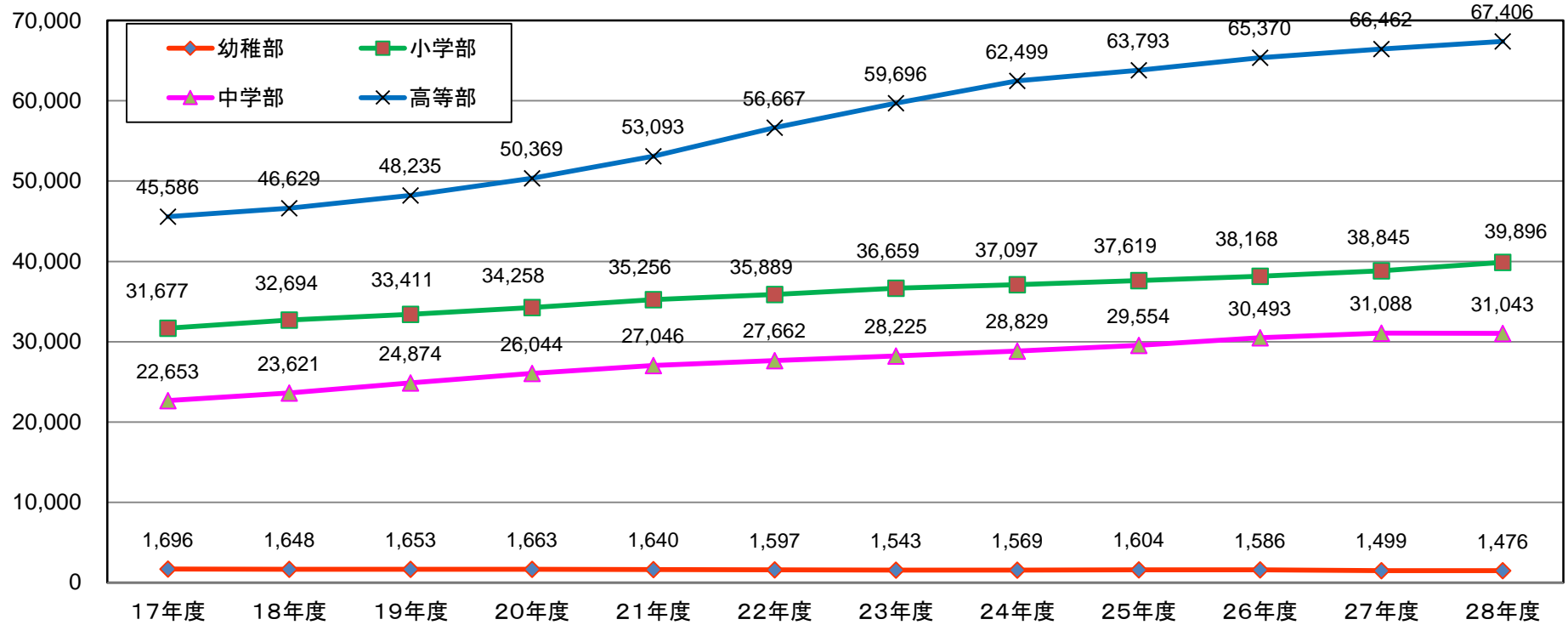
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	120	761	349	149	1,125
在籍者数	5,587	8,425	126,541	31,889	19,559	139,821

※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成28年5月1日現在)～

## 特別支援学校の在籍者数



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	120	761	349	149	1,125
在籍者数	5,587	8,425	126,541	31,889	19,559	139,821

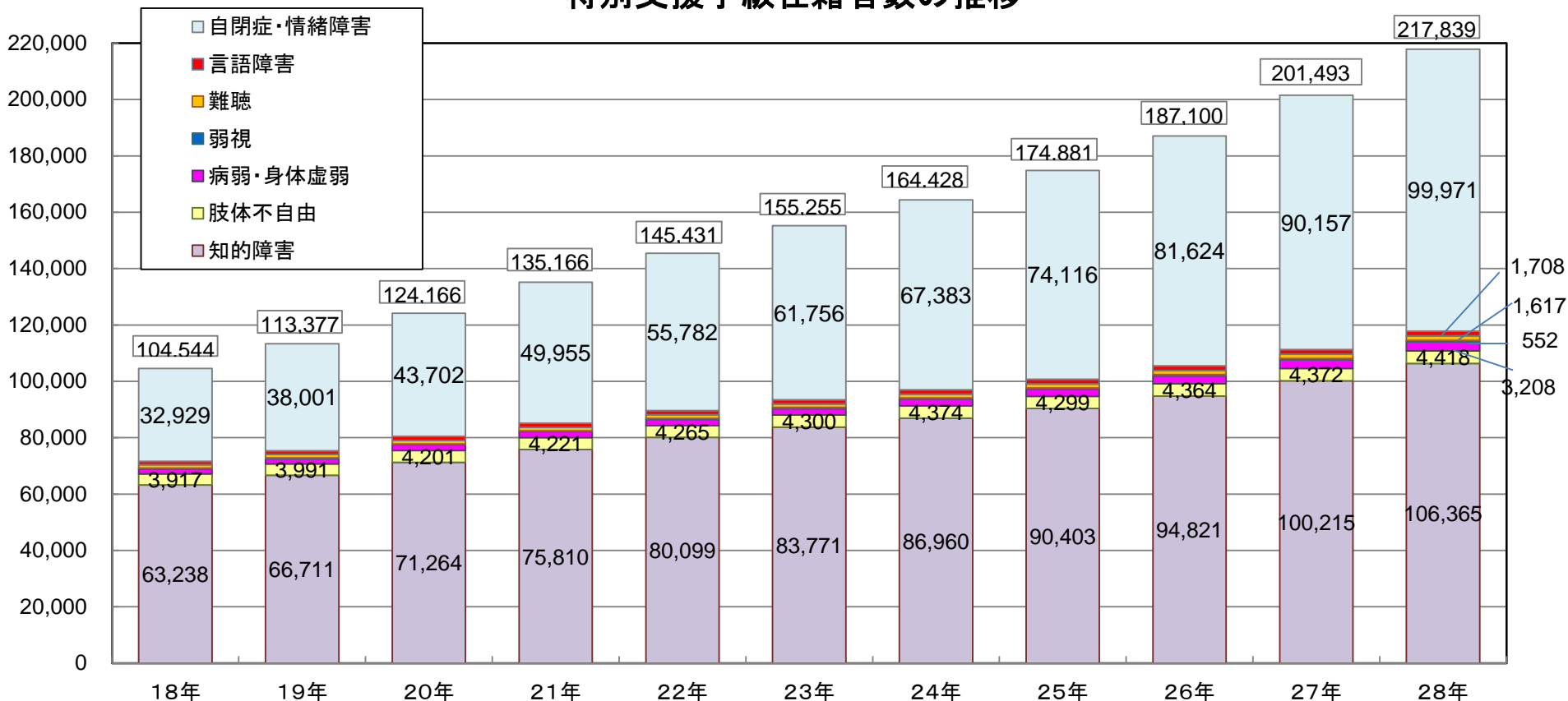
※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成28年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

## 特別支援学級在籍者数の推移

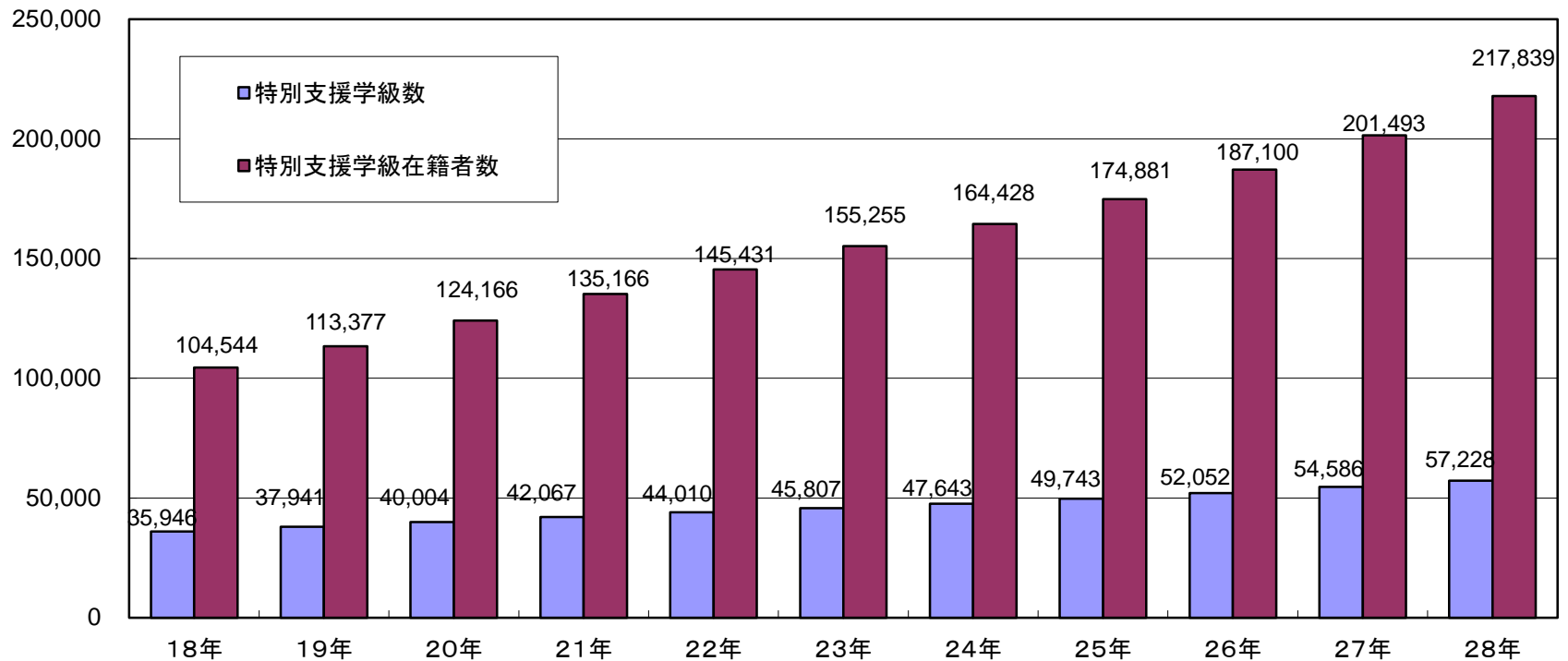


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	26,136	2,918	1,917	470	1,057	621	24,109	57,228
在籍者数	106,365	4,418	3,208	552	1,617	1,708	99,971	217,839

# 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成28年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

## 特別支援学級数及び特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	26,136	2,918	1,917	470	1,057	621	24,109	57,228
在籍者数	106,365	4,418	3,208	552	1,617	1,708	99,971	217,839

(参考2)

公立学校の教職員定数算定の仕組み

# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）

都道府県は算定された  
教職員定数の中で、弾  
力的に配置可能

学級数等に応じて機械的  
に計算（標準法で規定）

基礎定数  
(63.4万人)

教職員定数  
(68.9万人)

政策目的に応じて配分  
【予算措置】

加配定数  
(5.5万人)

学級編制

小1:35人以下

小2～中3:40人以下

校長:学校に1人

教頭・副校長:学校に原則1人

学級担任:学級に1人

学級担任外教員等

※平成29年度から通級及び日本語指導が必要な児  
童生徒数に応じた教員定数の基礎定数化

○指導方法工夫改善3.2万人  
【少人数指導、少人数学級等】

○児童生徒支援:0.9万人  
【いじめ、不登校対応等※日本語指導につ  
いては平成29年度から10年で基礎定数化】

○特別支援教育:0.6万人等  
※通級指導に係る加配定数については平成29年度  
から10年で基礎定数化

# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（義務標準法）

## 1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

### ①目的(第1条)

・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。

### ②「教職員」の範囲(第2条3項)

・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

## 2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 1年生35人、2～6年生40人
- ・中学校 全年学40人
- ・特別支援学級(小・中) 8人
- ・複式学級(小) 1年生を含む場合8人  
1年生を含まない場合16人
- ” (中) 8人

### 《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## 3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

### (1)基礎定数【法第6～9条】

#### ①校長(第6条) 学校に1人

#### ②教諭等(第7条1項(※学級数に応じて算定))

- ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000  
3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250  
5学級の学校の学級総数 × 1.200  
...
- ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000  
2学級の学校の学級総数 × 3.000  
3学級の学校の学級総数 × 2.667  
...

### ③教諭等(第7条2~9号(※②に加え、学校規模等に応じて算定))

#### ・教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人                      中学校 24学級以上の学校に+1人

#### ・生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人  
中学校 18~29学級の学校数に1人                      30学級以上の学校数に3/2人

#### ・指導方法の工夫担当

##### 小学校及び中学校

200人から299人までの学校数	× 0.25	300人から599人までの学校数	× 0.5
600人から799人までの学校数	× 0.75	800人から1,199人までの学校数	× 1.00
1200人以上の学校数	× 1.25		

#### ・障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

#### ・日本語指導担当教員 18人に1人 ※

#### ・初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度~38年度の10年間で段階的に実施

#### ・分校の管理責任者 分校に1人

#### ・寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人  
" 41~ 80人の学校に2人  
" 81~120人の学校に3人  
" 121人以上 の学校に4人

### ④養護教諭(第8条)

#### ・3学級以上の学校に1人

#### ・複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人                      中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人



### ⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

- ・給食単独実施校 児童生徒数549人以下の学校に1/4人  
" 550人以上の学校に1人
- ・共同調理場 児童生徒1500人以下の場合1人  
" 1500~6000人の場合2人  
" 6001人以上の場合3人

### ⑥事務職員(第9条)

- ・3学級の学校に3/4人
- ・4学級の学校に1人
- ・複数配置  
小学校 27学級以上の学校に+1人  
中学校 21学級以上の学校に+1人
- ・就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の  
全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

## (2)加配定数【法第7条2項、15条】

### ①教諭等

#### ・指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

#### ・児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

#### ・特別支援教育(第15条3号)

いわゆる通級指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化等のための加配措置。

#### ・主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

#### ・研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等のための加配措置。

### ②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

### ③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

### ④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

## 特別支援学校

①校長定数 学校数 × 1

②教頭及び教諭等定数

・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠

(例) 24学級の小学部  $24 \times 1.165 = 28$ 人 (教頭1人を含む)

・特別支援学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員	101～150人	1人
	151～200人	2人
	201以上	3人

自立活動担当教員

視覚障害・聴覚障害特別支援学校 4 + 7学級以上4学級増すごとに1加算

知的障害・病弱特別支援学校 5 + 7学級以上4学級増すごとに1加算

肢体不自由特別支援学校 7 + 7学級以上3学級増すごとに1加算

日本語指導担当教員 児童生徒数 18人につき1人 ※

・初任者研修担当教員 対象教員 6人につき1人 ※

} ※平成29年度～38年度の10年間で段階的に実施

・寄宿舎監定数

寄宿児童生徒数に応じ 2～4

③養護教諭定数

学校数 × 1

複数配置 61人以上

④寄宿舎指導員定数

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり12

⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食実施校 × 1

⑥事務職員

小学部の数 × 1 中学部の数 × 1

# 平成28年度までの教職員定数改善の経緯

## 1. これまでの教職員定数の計画的改善の状況

区分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~48' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
自然増減 改善増	△18,000人 34,000人	△77,960人 61,683人	△11,801人 28,532人	38,610人 24,378人	△57,932人 79,380人	△78,600人 30,400人	△26,900人 26,900人

## 2. 平成18年度以降の教職員定数改善の状況

※18年以降の自然減合計 △29,000人 改善増合計 12,415人

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'	25'	26'	27'	28'
改善増 (うち加配)	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人 (△1,700人)	3,800人 (3,800人)	800人 (800人)	△10人 (303人)	△100人 (500人)	△375人 (525人)
要求	1,000人	331人	7,121人	1,500人	5,500人	8,300人	7,000人	5,200人	3,800人	2,760人	3,040人
自然減	△1,000人	△900人	△1,300人	△1,900人	△3,900人	△2,000人	△4,900人	△3,200人	△3,800人	△3,000人	△3,100人
改善増の内容			・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置 ・東日本大震災にかかる教育復興支援	・いじめ問題への対応 ・特別支援教育 ・小学校における専科指導	・小学校英語の教科化への対応 ・いじめ・道徳教育への対応 ・特別支援教育の充実	・授業革新等による教育の質の向上 ・チーム学校の推進 ・個別の教育課題への対応 ・学校規模の適正化	・創造性を育む学校教育の推進 ・学校現場が抱える課題への対応 ・チーム学校の推進
学級編制標準	40人					小1 : 35人 小2~中3: 40人					

# 次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減  
 [ 教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円 ]  
 [ 教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円 ]

- **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
  - 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与**。
  - **発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実**。
- **加配定数の増(395人)**により、小学校における**専科指導等**に必要な教職員定数を充実。

**基礎定数** (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)  
**+473人** (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

10年間で段階的に実施

- **障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人**
  - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5\*)
  - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
  - ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等教育の充実 +47人**
  - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5\*)
  - 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
  - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1\*)
  - (※いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(\*\*)**
  - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
  - (\*\*児童生徒数の減少に伴う減)

**義務標準法の改正により追加**

基礎定数化

**加配定数** (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)  
**+395人**

特別支援教育	—
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人

# 公立高等学校等の教職員定数算定の仕組み（高校標準法）

高校標準法に基づく標準定数は、公立高等学校及び特別支援学校の高等部に置くべき都道府県又は市町村ごとの総数を算定するもの。都道府県又は市町村は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。

## 高等学校

○校長定数 学校数 × 1

○副校長、教頭定数 収容定員が201人以上の課程数 × 1  
 " 681人以上複数学科設置課程数 × 1  
 " 921人以上の複数学科設置課程以外の課程数 × 1  
 通信課程数 × 1

○主幹教諭、指導教諭及び教諭等定数 (1)～(6)の合計数  
 (1)

全日制		定時制		通信制
収容定員が40人以下の課程の収容定員の総数	÷ 8	収容定員が40人以下の課程の収容定員の総数	÷ 8	生徒数が 1～ 600人 ÷ 46.2
41～ 80人	" ÷ 11.4	41～ 80人	" ÷ 11.4	" 601～1200人 ÷ 66.7
81～120人	" ÷ 15	81～120人	" ÷ 15	" 1201人以上 ÷ 100
121～240人	" ÷ 16	121～240人	" ÷ 18.5	
241～280人	" ÷ 16.4	241～280人	" ÷ 19.3	
281～400人	" ÷ 17.1	281～440人	" ÷ 20.7	
⋮		⋮		

(注)各課程ごとに、生徒数を上記の各段階に区分して各段階ごとに算定した数を合計する。

## (2)習熟度別指導・少人数指導

全日制

収容定員が	321～ 560人の課程数	×1
〃	561～ 680人	〃 ×2
〃	681～1040人	〃 ×3
〃	1041～1160人	〃 ×4
〃	1161人以上	〃 ×5

定時制

収容定員が	441～ 920人の課程数	×1
〃	921人以上	〃 ×2

## (3)通信制課程の大規模校加配

生徒数が	2401～3000人の課程数	×1
〃	3001～3600人	〃 ×2
〃	3601人以上	〃 ×3

## (4)生徒指導担当(進路指導・教育相談担当)

全日制

収容定員が	681～1040人の課程数	×1
〃	1041人以上	〃 ×2

定時制

収容定員が	441人以上の課程数	×1
-------	------------	----

通信制

課程数	×1
-----	----

## (5)その他学科に応じた加算

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報に関する学科、美術・音楽・体育に関する学科、理数科、衛生看護科、福祉科、外国語関係学科・国際関係学科、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に教員定数を加算。

## (6)寄宿舍舎監定数

寄宿舍生徒数51人以上 ×1

○養護教諭定数

- 収容定員が 81～800人の全日制課程数（本校）× 1  
" 121～800人の定時制課程数（本校）× 1  
" 801人以上の全日制・定時制課程数（本校）× 2

○実習助手定数

- 収容定員が201～960人の全日制・定時制課程数× 1  
" 961人以上 " × 2

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報学科、理数科、衛生看護科、自営者養成農業高校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に実習助手定数を加算。

○事務職員定数

- 全日制・定時制の課程数× 1 + (収容定員が201人以上の課程の収容定員 - 200) ÷ 360  
収容定員が441人以上の全日制・定時制課程数× 1  
農・水・工に関する学科の収容定員が201人以上の全日制・定時制課程数× 1  
通信制課程の生徒数÷ 400

その他に総合学科、単位制校の収容定員等を考慮して個別に事務職員定数を加算。

## 特別支援学校

- ①校長定数 高等部のみを置く学校数 × 1
- ②教頭定数 6学級以上の高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で27学級以上の学校数  
(小・中学部で27学級以上は除く) × 1
- ③教員定数
- ・学級数 × 2
  - ・生徒指導担当 6~17学級の高等部 × 1 18学級以上の高等部 × 2
  - ・専門教育を主とする学科数 × 2  
高等部(専門学科のみを置くものを除く) × 2  
" (専門学科のみのもの) × 1
  - 視覚障害(保健医療科数)、聴覚障害(産業工芸科数、被服科数、理容・美容科数)、特別支援学校  
(普通科数) × 1
  - ・自立活動担当教員  
視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱 × 1  
肢体不自由 × 3  
4~9学級の高等部に1人、10学級以上6学級増すごとに1人増  
高等部のみを置く学校数 × 1
  - ・寄宿舎舎監定数  
寄宿舎児童生徒数 80人以下 × 2、81~200人 × 3、201人以上 × 4 - 小・中学部の寄宿舎定数
- ④養護教諭定数  
高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で61人以上の学校数(小・中学部で61人以上は除く)  
× 1
- ⑤実習助手定数  
専門教育を主とする学科数 × 2  
高等部数(専門学科のみを置くものを除く) × 2



⑥寄宿舎指導員定数

肢体不自由以外 寄宿生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり12

⑦事務職員定数

高等部数 × 2

## 加配定数

教科の特性等に応じた少人数指導を行う場合、教育上特別の配慮を必要とする生徒に特別の指導を行う場合、多様な教育を行うための教育課程を編制する場合（大規模校、単位制校、修業年限弾力化校、職業系の類型・コース開設校、多様な教科・科目開設校）、教職員が長期の研修を受けている場合、学校において教育指導の改善のための研究が行われている場合、離島地域の高校又は特別支援学校高等部において教育の充実を図る場合にあっては、上記により算定された定数に、文部科学大臣が定める数を加える。